平成２１年（フ）第４３２３号
札幌市西区琴似４条６丁目４番12号　セレクトハイム46―302号
債務者　住吉由紀子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６３号
札幌市西区八軒10条西１丁目４番１号　ハイツとみた102号
債務者　石川　　昇
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７０号
北海道恵庭市島松旭町２丁目８番12―２号
債務者　和田　幾子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５６号
札幌市白石区北郷４条11丁目12番10号　ソフィール北郷壱番館102号
債務者　高田　宏美
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７７号
札幌市西区発寒７条９丁目２番１号　エレガンス発寒101号
債務者　近藤　孝昭
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１３号
札幌市東区北６条東19丁目１番２―304号
債務者　石森　芳治
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２３号
札幌市北区新琴似10条11丁目３番21号
債務者　清野　加代（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４４号
札幌市手稲区前田７条12丁目６番20―205号
債務者　早坂　洋一
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４５号
札幌市手稲区前田７条12丁目６番20―205号
債務者　早坂　美幸
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５０号
札幌市東区北11条東３丁目３番15―303号
債務者　佐川　　賢
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６８号
札幌市北区麻生町６丁目７番12号　佐々木ハイツ25号
債務者　大西　澄子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７４号
札幌市西区西町北15丁目４番15号　サンライズハイツ102号
債務者　三山　道廣
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８０号
北海道千歳市富士２丁目９番３号
債務者　岩山　香織（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８６号
札幌市豊平区豊平５条１丁目２番18号　松浦方
債務者　野畑　和美（旧姓佃）
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９４号
札幌市手稲区前田９条17丁目２番31号
債務者　劔持　直行
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２４号
札幌市豊平区平岸３条11丁目２番27号　大伸コーポ106号
債務者　寺内　強志
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６２号
札幌市白石区川北２条１丁目８番１号　ｆｌｅｕｒ２－Ａ号
債務者　伊藤　正志
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６６号
札幌市白石区東札幌２条３丁目２番５号　ハイツ鈴蘭７号
債務者　江崎　　覚
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部